

第71回全国博物館大会決議

令和5年11月16日
第71回全国博物館大会

第71回全国博物館大会は、「博物館法改正元年 一つながり、交差する一」を全体テーマとして、公益財団法人日本博物館協会の主催および千葉県博物館協会・千葉県・千葉市教育委員会の共催のもと、文化庁・千葉市・千葉県教育委員会の後援を得て、令和5(2023)年11月15日から17日までの3日間にわたり千葉県千葉市において開催された。

今大会は、新型コロナウイルス感染症の影響も未だ残る状況で開催されたが、全国から約490名が参加し、改正博物館法施行後の博物館運営の在り方について活発な議論が行われた。

世界的に博物館の社会的役割が大きく変化・多様化する状況のなかで、我が国においても、本年4月に施行された改正博物館法のもとで今後の博物館の在り方が問われている。博物館は、歴史文化・自然科学等多岐にわたる文化遺産の保存継承・活用を目的に、社会教育はもとより地域の文化振興を担う中核施設として機能しており、今大会の議論を通して、あらゆる人々の健全でかつ文化的生活を支えるために不可欠な社会基盤であることが確認された。

博物館が文化的社会基盤の役割を果たすためには、それぞれの博物館のみならず設置者が、その設置目的を再確認し、充実した事業の展開に必要な財源の確保や人材の拡充・育成等、早急に着手すべき課題の解決に一層の努力をする必要がある。そのためには、自助努力と公的支援それぞれの必要性を認識し、博物館ならびに関係諸機関が一体となって、博物館のより良い運営に必要な組織・制度の改革や多様な支援体制の整備を進め、博物館全体の振興に取り組み、その存在意義を社会に広く訴えることが重要であることも共有された。

ここに、第71回全国博物館大会の名において、博物館がより良い未来の創造に寄与することを願い、下記のとおり決議する。

1（改正博物館法制度による博物館の基盤整備） 各博物館は、改正博物館法の趣旨を踏まえ、それぞれの設置目的や運営方針を見直しつつ、施設の特色・特性を活かした基本的機能の充実に努め、博物館はもとより、地域のさまざまな主体との連携の下に、利用者・社会から期待される役割に応え得る博物館活動を、持続的・発展的に展開するために努力する。

日本博物館協会は、引き続き新たな博物館法制度の理解促進のため、情報発信と博物館への支援に努める。その上で、文化審議会博物館部会等での審議を踏まえ、博物館の基本的機能や学芸員制度の充実に努め、公私立博物館に対する支援の拡充、必要な専門人材の確保・育成等、博物館の経営および財政基盤の強化に向けて、各博物館とともに努力する。また、そのためには公的支援の一層の拡充が不可欠であることを、国をはじめ公立博物館の設置者等に強く訴え、理解・協力を求める。さらに、超高齢化や人口減少が進むなかで、博物館における包摂性や公平性等が重視される国際的動向を踏まえ、社会から博物館への期待に対応できる体制整備に向け、多様な関係者との議論を深め、今後の制度・政策の検討に反映させるよう努める。

2（連携・情報基盤としてのデジタル化の促進） 各博物館は、改正法に盛り込まれた博物館資料のデジタル化とアーカイブ化の充実が、利用者にとっての博物館の利用価値を高めるとともに、多様な連携の基盤として重要であることを認識し、コロナ禍で培われた様々なノウハウも活用しつつ、各施設の状況に応じて可能なDX（デジタル・トランスフォーメーション）への取組を促進し、情報発信力の強化に努める。

日本博物館協会は、利用者サービスの向上はもとより、博物館が社会の多様なセクターとの連携体制を整備し、情報発信機能の強化を図るために不可欠なDXの促進について、各博物館の運営実態や課題を把握し、博物館資料・情報のデジタルアーカイブ化、新たな技術の導入やAIの活用等について、全国の博物館へ広く普及させるためのネットワーク構築の在り方等について検討を進め、その支援のための政策の拡充を国等に強く働きかける。

3（国際化の促進による博物館機能の充実） 各博物館は、国際情勢が大きく変化し博物館の役割が多様化しつつある状況を踏まえ、博物館活動の充実には、国際組織や海外博物館との連携が重要であることを認識し、ICOM（国際博物館会議）等の機関から発出される指針や情報を積極的に参照しつつ、各博物館の状況に応じた国際化と人材育成の促進に努める。

日本博物館協会は、ICOMの博物館定義に示された、SDGsへの対応をはじめあらゆる人々が平等にアクセスでき利用できる博物館のあり方等、我が国の博物館にも欠かせない重要な方向性について、関連する情報を広く関係者に周知共有するとともに、その内容を今後の制度や政策に活かすべく、ICOM日本委員会を中心に検討を進める。併せて、各博物館の国際化への取組を継続的に進展させるために不可欠な、学芸員等を国際会議への参加や研修等で海外に派遣するための支援の拡充を、国をはじめ関係機関・団体等に対し強く要請する。

4（防災・減災・防犯体制の充実） 各博物館は、多発する地震や豪雨・火災等による大規模災害、および人災等を含めた博物館・文化財の被害を防ぎ、被災した博物館や文化財の復旧・復興を支援するために相互の連携を強化する。

日本博物館協会は、国立文化財機構文化財防災センターを核とする、地域および全国的な文化財・博物館施設全体の防災体制の構築・強化に努める。また、博物館での人為的な危険行為等のリスクが高まりつつある国際的状況を踏まえ、国連、UNESCO、ICOMやICOMOSをはじめとする関係国際機関との連携の下に、国際的な博物館や文化財の防災および防犯体制の強化に努める。